

川崎市男女共同参画センター
平成 30 年度 「女性のためのサポートグループ相談」事業 委託団体募集要項

1. 事業目的

DV 被害者やパートナーとの関係に不安を感じる女性が、ファシリテータのもとで DV および行政の支援に関して適切な情報を得、同じ思いの方々とわかちあう中で心の健康を回復し、自立を目指す機会を設けることを目的とする。

2. 委託事業内容

(1) 対象者

- ① 夫（パートナー）との関係で今の状況を変えたいと思っている方
- ② 夫（パートナー）との関係が、釈然としない・不愉快な思いを感じさせられている・不公平感を感じている方
- ③ 過去に DV（ドメスティック・バイオレンス）の体験をしたことがあり、現在は脱却しているが、気持ちの整理がつかない状態にある方
- ④ まだ DV（ドメスティック・バイオレンス）に気づいていない方や成人でデート DV（交際相手からの暴力）を受けている方

(2) 業務委託内容

年間 5 回の講座の準備・運営・報告。各回の講座では、ミニレクチャーとグループ相談を実施する。（第 5 回目は、終了後のフォローを含む企画内容で実施する。）

実施登録人数を 20 名、各回定員は 10 名とする。

(3) 業務実施日時・時間

【日時】全 5 回 1 回 2 時間

平成 30 年 9 月～平成 30 年 12 月の期間に 5 回実施。

※ただし、開催日時については事前打ち合わせにより決定する。

【場所】川崎市男女共同参画センター（川崎市高津区溝口二丁目 20 番 1 号）

3 階 グループ相談室

(4) 実施体制

業務委託を受けた団体は、サポートグループ相談担当日には専門相談員 2 名以上の配置を行う。専門相談員は、男女共同参画の視点を持ち、臨床心理士、産業カウンセラー、保健師などの資格を有するか、配偶者からの暴力に関連する事案への対応経験等の豊かな者とする。

(5) 予約受付方法

参加申込の予約受付については、ハロー・ウィメンズ 110 番（044-811-8600）及び面接相談において女性相談員が受付を行うものとし、参加者の集約は川崎市男女共同参画センター事務局より実施日の前日までに実施団体へ連絡するものとする。

(6) 保育

川崎市男女共同参画センター 児童室にて保育を実施（0歳6か月～就学前まで）

※ ただし、川崎市男女共同参画センターの事務局がハロー・ウィメンズ110番の女性相談員と連携し、保育者の手配を担当する。

(7) 連携

相談者に関する情報や市民からの問合せなど、本事業に関する情報や運営方法について、川崎市男女共同参画センターの電話相談・面接相談、事務局と緊密な連携をとり、業務の遂行を図る。

(8) 報告会の実施

実施委託団体は、事前打ち合わせおよび最終報告会に出席する。最終報告会への出席者は、団体の責任者または専門相談員2名以上とする。

(9) 報告書の提出

- ① 実施日ごとに、所定のグループ相談報告書（指定書式あり）に必要事項を記載の上、川崎市男女共同参画センター事務局まで、終了後ただちに提出するものとする。
- ② 業務完了月中に、所定の業務完了報告書（指定書式あり）に必要事項を記載の上、川崎市男女共同参画センター事務局まで郵送にて提出するものとする。

3. 委託費

220,000円（税込み）

4. 応募方法

次の提出書類を応募受付期間内に川崎市男女共同参画センター窓口まで持参もしくは郵送する。

(1) 申込み書類一式

- ① 2018年（平成30）年度 川崎市男女共同参画センター サポートグループ相談実施委託団体申込書
- ② A. 企画提案書
- ③ B. 収支予算書
- ④ 団体概要のわかる書類（書式自由）

(2) 応募締切

平成30年5月30日（水）必着

(3) 問い合わせ先

川崎市男女共同参画センター
044-813-0808（代表）
scrum21@scrum21.or.jp

5. スケジュール

- (1) 募集期間：平成30年5月9日（水）～5月30日（水）

- (2) 選考：6月上旬
- (3) 結果通知：6月上旬以降
- (4) 事前打ち合わせ：6月中旬
- (5) 業務実施期間：平成30年9月～平成30年12月
- (6) 報告会：平成31年1月もしくは2月

6. 選考

有識者を含む選考委員会に諮り、書類審査及びプレゼンテーションを行い選考します。

審査基準

*企画内容・期待できる効果

*過去のサポートグループ相談運営実績

(過去のグループ相談報告書および業務完了報告書に基づき審査します)

以 上